

朝鮮の獨立を絶叫して騷擾を計る者有り、有爲の青年學生之に雷同共鳴して此に干與する者多しと聞くは慨嘆の至りなり、夫れ學生の本分は學問を研究して後來有爲の人物と爲るにあり、而して一朝緩急有れば無論身を挺して、進まざる可からず、然れども現今の状態を見れば朝鮮人が生活上壓迫を受くるの事無きは余の信じて疑はざる所、嘗て頑冥不靈の東學黨の亂起るや、朝鮮政府の措置宜しきを得ず、遂に日支戦争を誘起し其結果所謂迎恩門を撤去するに至れるは果して何國の恩惠なるや、悲しひ哉、其獨立は久しく確守する能はず、露國の勢力を牽て日本を危地に陥れたるは、抑も何國ぞや、日露戦争を経て統監政治に至り百尺竿頭一步を進めて、遂に併合せらるゝに至るは總て皆舊韓國民否當時の有司の自から招く所、併合以來總督政治茲に十年、其治績は無論完全無缺は望み得可からざるも、舊韓國時代に比し同日の論に非ず、余は堅白異同の辯を弄して強ひて總督政治を謳歌する者ならんや、是を是とし非を非とするは俯仰天地に愧づる所無し、生命財産の安固は彼に在らずして是に在り、舊韓國官吏の惡政は

苛斂誅求飽く所を知らず、可憐の人民は陋屋に住し蠢然として動き、産業奮興せず、學問起らず、工業美術の如きは捨て、顧みず、方今獨立を唱ふる者の中心は天道教に在り、天道教彼れ何者ぞ、天道教は東學黨の變名なり、彼等は一種の亂徒にして名を宗教に藉りて私慾を充さんとする者なり。教祖孫秉熙は一介の社會黨員に過ぎず、曾ては舊韓國を滅ぼして自立し、大統領たらんと一大野心を抱き、且つ東學黨の亂に當り幾百萬無辜の生靈を失ひ、幾億萬貴重の財産を費やしたり、敢て絶叫す青年諸君、諸君は能く過去の事實を知るや否や、知らざる者は無學無智知て輕舉盲動に與かるは、無智更に甚だしき者にして其愚や度す可からず、愚にして無名の死を争ふに至つては、苟くも教育ある學生の取る事ならんや、茲に至り啞然として云ふ所を知らず、更に聞く、耶蘇教徒の之に加はる者至りと、由來耶蘇教は愛を主として安心立命を説くを以て足れりとす。然るに政治運動に參與して獨立計劃を試む、之れ全然宗教の本旨に違反せるものにして、彼の滿洲に無謀の策を弄せし安重根の如きは、

我朝鮮同胞の體面を汚損せし事甚大なり、然れども過去は追ふ可からず、相互に將來を戒めん。

又今日世界の風潮に従て民族自決主義を唱ふる者有り、然して民族自決主義なるものは同一國內に各種の民族相混住せる歐洲の如き處に唱導するものにして東洋民族特に朝鮮に唱導するものに非ず、何と爲れば日韓民族の自決は日韓協同一致せざれば不可なり、然り而して日本を離れて朝鮮の自決せんとするは滑稽も亦甚だしと云ふ可し、若し夫れ自決なるものを其云ふ所の如くし、更に歩を進めば張三李四皆各自に自決し、團體なるもの何くに在りや、結合なるもの何くに在りや、自由を極め不自由に走り、潰裂四出復た收拾す可からざるに至らん、斯くの如くんば自決すること難ひ哉、青年學生諸君は獨立の虛名に煽動せられ輕舉盲動す、假令獨立の必要有りとしても、現今朝鮮人士の財産は果して能く獨立の實を舉げ之を持続し能ふと思へりや、必らずや他の援助を借らざる可からず、即ち依頼心は事を成就する所以に非ず、此依頼心は國を誤る事を忘

却す可からず、能ふ可からざるを知て之を爲さんとするは、徒勞にして漫然財産を喪失するに止まり、窮乏は層一層甚だしきこと火を觀るよりも瞭かなり、一部人士が生命財産を賭して反つて全朝鮮人士の生命財産は其保護を離るれば實に可憐の極なり、青年學生諸君、余は窃かに思ふに諸君は故國を併合せられて悲む可しと云ふも寧ろ大に喜ばざる可からず、虛名に憧憬するは現代の事に非ず、實力の存する所誠に尊し、諸君は何爲れぞ各自に學業を努力し、勇進邁進自ら修養し奮勉し學成り業修めて後進を誘導して教育の普及に盡力し、一般我同胞の智識を増進して而して後に徐々自治を計りて參政權を求め、徵兵に應じて其義務を果たすと共に權利を得て、在來の内地同胞と擇ぶ所無きに至りて何の不滿か之有り、何の不足か之有らん、彼の琉球を見よ、既に代議士を衆議院に送り參政權を獲得せり。

青年學生諸君よ、所謂後援者と稱する者は口に正義人道を説きて、毫も實行の念無く、巧言令色の徒は些少も信賴するに足らず、鷸蚌を争はしめて漁夫の利を

占めんとするは明白なり、之を悟らば輕舉盲動を爲す勿れ、青年學生諸君、諸君は年少氣銳にして活氣充滿せるは眞に愛す可し、再三再四深思熟慮せよ、余豈辯を好まんや、唯一箇の老婆心有りて拱手坐視するに忍びず、衷心を披瀝して諸君に忠告する所以なり。

4 勢論

徳川治世中の文士頼山陽勢を論じて「天下の分合、治亂、安危する所のものは勢なり、勢なるものは漸を以て變じ漸を以て成る、人力の能く爲す所にあらざるなり、而して其の將に變せんとして未だ成らざるに及んでや、因つて以て之を制爲するものは則ち人なり、人勢に違ふ能はず、而して勢も亦た人に由つて成る」と著者は日鮮同化政策の運用に於て、殊に痛切に其の然る所以の感を深くするものである。

5 賞も罰も一に歸す

晏子春秋を讀んで非常に面白く感じた一節があつた。夫れは晏子が齊の景公に仕へて居た頃の事である。王の寵愛して居る鳥を殺した者は死罪に問ふといふ八釜しい禁令を出した、所が或者が誤つて其鳥を殺したので、死罪といふ事になつて景公から晏子に其當否を諮問した。晏子は言下に夫れは禁令に死罪と明定しある以上、死罪に行はせらるゝが當然である。何しろ禁令を犯す程の馬鹿者であるから同じ死罪にするにしても十分王の面前で其奴を吐り置きたいとの覆答である。平素から理屈家の晏子が死罪に行ふが當然だといふから、王も夫れなら其通り取計らへといふ事にした。愈々刑を行ふ日に罪人は王の面前に引出された、晏子は聲を勵まして貴様には三つの許すべからざる大罪がある、先づ第一には國家の禁令を犯した事である。第二には鳥を殺した爲めに人を殺すの罪を王に餘儀なくせしめるのは皆貴様の罪である。第三には鳥を殺した爲めに齊國の王が人を殺したといふ事が諸外國に知れ渡り、延ひては單り王のみならず、此國全體の侮りを蒙る事に立至るのは皆此れ汝の罪である。其中の一に該當しても死罪は免れぬ所だと大喝した。此れを聽いて居た王は大いに慙ちて

晏子子の不明を許せとて其罪人は刑せられずに終つた。禁令雨注此れは結構ではあるが、其間に恣うした裕りがあると、政治が潤飾されて中々花も實もある統治振りとなるであらう。之は朝鮮の政治とは関係のない事だが、禁令は禁令として此れを執行ふ行政官の手心の何れの國にも必要な事を一言したまでである。

6

第三者の偽らざる忠言

曾てハリス博士が朝鮮人の爲めに極めて適切な教訓を與へた。夫れは朝鮮人が世界の太勢に迫られて何時までも朝鮮の獨立などを夢みるよりも、新日本の人民として大いに世界に貢献した方が幾程優つて居るか知れぬ、朝鮮は舊朝鮮政府の統治下にあるよりも、日本の権力下に置かれた今日の方が、朝鮮人民夫自身の爲めにも安全であり、且幸福であると、かつて露土戦争の行はれて露西亞がオスマンパシヤを生擒した際にも、米人は其仲裁役となり、且つ極めて奇警なる評語を下した、夫れは土耳其が土耳其帝室の所有であるよりも、露西亞の権力下に統治された方が安全でもあり幸福でもある、勿論露西亞も善政を布く

かどうかは疑はしいが、土耳其帝室の夫れに比すれば、幾分寛和なる政治を行ふであらうと云ふにあつた。米人は國際關係に於て他列強の如く複雑なる渦中に存立せざる丈け、斯る事には思ひ切つた奇警な語を吐く、ハリス博士の言も頗る要を得たもので衰亡したる半島人民の須らく肝に銘すべき好箇の教訓である。總督府に於ても此趣旨に則り、土地に底着する半島人民の僻見を除くに力むると共に、斯様な第三者の偽らざる忠言は相當の効果がある。

7

無拘束に拘束あり

朝鮮の赭山裸峰に植林の翠簪を見るに至つたのは愉快に相違ないが、如何に木を植えても、木の根元に生じた草を刈り取つて終つては何にもならぬ、木は下に草が生じ居ればこそ水分を保ち得るので、草が無くなれば木も育ちが悪い、此等は餘程殖林上心懸けねばならぬ事である。尤も世間では何程の資金を投じて其得たるものは、僅かに何分の一に過ぎぬとか云ふ批難を試みる者もあるが、此れには予は反對である、殖民地に對しては餘りケチ／＼した事を云はず、會

計法がどうの恁うのと七面倒な事は暫らく措いて、何事も大雑把にやるが宜しい、只根本精神だけは確實にせねばならぬが、今日の所では此根本精神が全く閑却されて末端枝葉の事ばかり、七面倒な理屈や形式に囚はれて居る憾みがある。何事も一部分だけでは完全とは云へぬ。木は植へたが下の草を刈り取るといふ半面だけは整つても他の半面が徹底せぬ間は、未だ以て全部具足したるものとは云へぬ、我農業政策の如きも僅かに形式の半面を備へたるに過ぎずして、他の半面には尙工夫すべき幾多の缺陷が植はつて居る事と思ふ、特に農業は數字に顯はす事ばかり喜ぶやうでは、到底眞の功は期成し得られない、農業の發達は、寧ろ人に示す事の出來ぬ所に存する、此點に關しても予は切實に當局者の省察を冀ふものである。

8

機 微

最後の例として畏れ多きことながら、李王世子妃方子女王殿下が大正十一年春初の歸鮮に際し、諸種の儀禮を行はせらるゝ禮装に就き、或は日本式に或は朝鮮

式に或は洋式にするかに就き、諸議沸騰して決せなかつた。李王職上林次官は苦衷の結果の辭職沙汰さへ傳つた位であつた。

折柄、豫ねて賢明の聞え高き妃方子殿下には日鮮同化のためなりと仰ありて斷然鮮式に據らせらるゝことに率先して決定せられた。之が同化に尠少ならぬ好資料となつたのは今更ら言ふまでもないことであつた。事は素より至情より出でさせられた御所措に相違ないが、斯様な機微に觸れたことは日本の政治家の好参考となるべき筈である。

第二十六節 操觚界に希望

朝鮮と内地とは政治も社會も皆異なる、勿論邦字新聞の讀者は内地人に限らる筈であるが、既に内地延長の實現が政治の眼目にして、其の社會的生活が現に内鮮人共同の組織に成る以上、其の新聞紙は内鮮人の言論機關たるが當然である。然るに問題の發生する毎に掲げらるゝ名流の意見は概ね内地人に限られて、鮮人の眞意は殆んど之を知るを得ない。彼の家庭欄、婦人欄の如き内地人の家庭又は婦人を紹介する以上、

同量の紙面を割いて朝鮮人の家庭又は婦人の記事を掲げ、能ふべくんば新聞社自身が主催者となりて、内鮮人交歡の會合を組織し、彼此融合の機端を作るを以て本來の使命とする様にして貰ひたい、又人物月旦を試むるに於いても、内地人と朝鮮人とを交番に紙上に掲ぐるが如き用意を希望するものである。若し世論を徴すべしとせば、内鮮人各階級の意見を問ひ、成るべく言論の自由を新聞紙の上に公開すべし、假りに朝鮮人の意見を問ふ場合、單に名流智識者のみに限らず、獨立派と指目せらるゝ鮮人青年乃至守舊派と思惟さるゝ儒者又は朝鮮婦人等に對しても之を求め極めて範圍を擴大し、若し音樂會、演藝會の如き催あらば成るべく内鮮人を一堂に會合すべき計畫の起案實行せらるゝにあらざれば、内鮮一家の實を反映せるものといふを得ず、多くの新聞記事を見るに「不逞」といふが如き極度の惡罵に等しき文字を冠したる記事のみにして、端的に新聞紙上に顯はれたる内鮮關係を直言せば、其處に冷罵あれども溫情なく、凌辱あれども慈懷なし、存するものは乖離と反目と暴蔑のみである。斯くて何の親和緝睦が起るべき。

内地の或種の新聞が毎週一回、又は一句一回歐文欄の記事を掲ぐる如く、該文欄を特設し一般鮮人の投稿を歓迎して之に邦字譯を附し、又更に内鮮融和の上に彼等の不平不快とせる事實の忌憚なき投書を歓迎し、平時談笑の間、長短美醜互ひに相補ふの襟懷あらば、三月騷擾の如き忌むべき事變は決して起らなかつたかもしれぬ。かつて毎日申報が騷擾事變の後ち鮮人の不平不快とせる事實の投書を求めたる事は上條掲記したが騷擾事變の後に於てのみ之を行はず、各新聞紙いづれも平時に此種の機關を以て任ずることが肝要である。著者を以て之を觀れば、朝鮮に於ける新聞社の事業は其の新聞社自體が一の私設總督府たるが故に、その社長は私設總督たるの自信を以て行動すると共に、單に鮮内のみならず、海外諸國に對し又在住外人に對し世界的に同化を資ける義務を負ふ自信が欲しい。

總督府にても新聞雜誌の勢力を利用して同化宣傳をなさしめ、又之等の同人をして同化に資する講演會、親睦會を頻々と開催し、今日の活動寫真隊を一層完整して影寫政策を徹底さしたいものである。

第二十七節 靈的救済

一八四

朝鮮は四千年の歴史を持つてゐる民族であるだけに、全盛時代は相當の振賑をして道義の根底を培養したのであるが、少數の兩班が頻りに權力の爭奪に没頭し、兩班の間に専ら儒が行はれて佛教衰退と同時に道德、修養、學問、美想其の他高尚なる智識亡びて跡方もなく、随つて國力が地中に埋没し去つて人心は荒廢して新なる文明を吸収するの彈力さへなく、又舊き文明を愛護するの念慮を缺き、國民の思想は一般に卑近に陥り、只だ眼前の事を逐ふに汲々たる有様とは成り果てた。禿山裸峰は人の見るが如くである。而しながら彼の鮮人の靈界の荒廢は、その山河の枯渴せるよりも尙ほ一層甚だしいのである。

1 儒教

幸に彼等に儒教を重んずるの風あり、先づ之を再興して道義の念を養ふの資に供することにする、尤も在來の様な殘骸のみを存するものでは駄目だから、日鮮併合を機會に儒教の改革を行ひたる所謂新儒教として儒教の眞髓を捉へ、之を

2 大日本教

現代化したる生氣激瀾たるものたるを要するは勿論である、又こゝに新に提唱せんとするものは、

である、之れ全く著者獨創の宗教である、由來朝鮮民は事大思想に被ふる、民族性を持つてゐる。漢族が富強であつて宗教文學があるといへば之を尊敬臣事し、スラブ族が國力盛であるといへば之を敬慕し、銅色人種が富國なりと聞けば又之に走るのである。

我邦の富強を知ると、同時に文華がない、宗教がないと一種の侮蔑の眼を光らすのである。此機會を利用して大日本教を新に建て我建國の大理想と大精神とを根底とする皇室中心の忠君愛國を立宗の教義として彼等に宣教するのである。之れ彼等の事大思想を利用して我君子國に敬崇を拂はしめて同化に資し、一は彼等の道義の念を涵養するのである。

3 佛教

一八五

今尙寺の殘存せるものがある、僅かに微弱なる其生存を營むのみなれど、僧侶の數も相當あり、此等を復興して鮮民濟度の大任に膺らしめば、かつて一たび衰滅したる彼等鮮民の修養、學問、美想、其他高尚なる智識も又復興し萎靡不振を極むる生産も遽かに活氣を呈するに至るであらう。抑も朝鮮の佛教は單に朝鮮の佛教に止まらず、我國文化の魁をなせるもので、我國文明との關係も頗る密接であり、其佛教と佛僧は當時唯一の智識にして又同時に先覺者であつた。此時代の藝術は支那より傳はり更に朝鮮を経て我國に入り、我文化の黎明を我國史の上に刻するに至つた、今も尙儼存する奈良の法隆寺、法起寺、法淋寺、仲宮寺、廣隆寺の建築彫刻は當時の文明を語るもので、朝鮮文化の賜である。嚮に朝鮮併合の際僧徒等一同我皇室に對し奉り、佛寺復興の請願を試みたが、其情大いに嘉するに足るものがある。

兎に角この機會に於て朝鮮の荒廢を極めたる心靈界が新たに復活するとせば、其時こそ始めて、現代の新教育新文明を、完全に精神的に攝取するの狀態に到達

するであらう、我佛教徒は須らく大乘的見地より彼等の昏睡せる靈界の救済に従はねばならぬ。

但し外教の布教は當分一考を要すと思はる。

第二十八節 寡慾は尨慾

寺内内閣が日支經濟提携を標榜して以來、日支共存同榮の新熟語を生んだ。支那人は何れの國民とも共存同榮すべき素質を有す、恐らく共存同榮は支那人に對して云へるにあらず、自國の日本人に對する宣傳的用語たるべきである。一例を云はゞ彼の大冶鐵鑛の如きは支那より極めて廉價に取得し、八幡製鐵所の收得したる莫大なる利益は帝國政府のみ之を獨占し、桃中鐵山の鑛石についても又同様の傾あり、其他凡百の事業一として共存同榮の趣旨に副へるものを見當らぬ。朝鮮に在りても然り、一事業を企劃して最初は内鮮人共同經營の形式を執るも、漸次朝鮮人を驅逐して内地人獨占の手中に事業の全體を獨占し了らすんば已まず、元來、内地人の腦裡に朝鮮人との共

存同榮の念の如きは微塵も存在せざるが故に、全然朝鮮人を別寰の天地に排除し去り利益の壟斷占得をのみ是れ力むるのである。漁業組合と云はず、農業組合と云はず、朝鮮人の惠澤に潤へるもの寥々晨星の如く、利益の殆んど全部は、内地人之を收めてゐる。乃ち商工業者は其の營業を奪はれ、農民は其の農區を奪はれ、漁民は其の漁區を奪はれ、樵夫は其の林區を奪はれ、隨所に破産流亡の民を生じてゐる。倘夫、干潟地未墾地の如き其の出願者が朝鮮人なる時、當局官憲は殆んど之を閑却して何等の處置を取らず、五七年殆んど十年に垂んとして未だ何等の解決を見ざるもの比々皆ならざるはない。而も内地の政商乃至黨人が知己の中央政府に於ける權官又は政黨の威力を背景として願書を提出するや、幾多の先願者を無視して遽々然として許可の指令を下し、適ま先願の朝鮮人に對して其の區域の一部分、又は權利の細小範圍を割讓許與するあらば以て非常の恩惠であると稱せられてゐる。彼等が毎日申報の質問に答へて

民間事業の經營に方り當局は内地人に與ふる程の便宜を朝鮮人に與へざる事。

驛屯土の耕作を内地移民に爲さしむる爲め附近の農民失業すること。

商取引金銭貸借等につき朝鮮人に對して無理を通し又不信の行爲ある事。

官署公衙其他に於ても朝鮮人に對しては不規則冷淡の取扱ひをなす事。

東拓を始め各會社並びに個人の經營にかゝる農業經營者が良田美畝を占領して朝鮮人をして居るに處なく耕すに地なきに至らしむる傾きある事。

の不平を鳴らし苦情を吐やく所以實に之が爲めに外ならぬ。

其の金融機關の如きも、獨立資金に流用せらるゝ虞ありとの口實の下に、一定金額を超えたる貸出しを肯んせず、鮮人は自己の銀行の預金すら其の用途を追究せられ屢ば所要を辯せざることありとの聲を聞くのである。彼等は政治的に窒息しつつ、又經濟的に絞殺されんとしてゐる。斯くの如くして民力開發もないのである。長白山南の富源は上叙の理由に基づき少數の政商と黨人並びに誦詐狡獪なる狹雜的内地人の懷裸を肥やすの料となり、嘗に半島の利福を増進せざるのみならず、半島の血液は殆んど全部内地大阪に吸集せられて荒瘦の山澤益々疲憊を重ねるより他に決路を見出さぬ運命

に了るのではあるまいか。

小愆は大愆であり、得んとせば先づ與へよなどの諺を味はねばならぬ、之が又同化の一法である。

第二十九節 教育の運用、附新教育令

人に教育の緊要なるは今更云ふまでもない。残れる問題は其の方針を如何にするかにある。

著者は此の問題に關しては人後に落ちぬ程研究もし、調査もし、不自由の外國の書籍も見た。

學者を穴にし書籍を焼き、事理を没却せんとしたもの、反對に學者を書籍を以て埋めて、「グー」の音も出ぬ様にしたものもあるが、何れも眞面目の遣り方と云へぬ。

又引例に該當せぬ誹があるかも知れぬが、各國の植民地の内には、餘り高等の學問を授けたため、之が獅子身中の虫となりて、反て持て餘し物になつた國もあり、愚化して據らしむべしの専制教育を施してゐるものもある。又之等を折中したものもあるが

朝鮮は之等と多少事情も異なるし、又同化事業の次は、何はさて置き、自給自足して經濟の獨立をせなくてはならぬ、之が朝鮮教育の急務である、其他は急ぐにも及ぶまい、故に殖産教育に全力を傾注せなくてはならぬと考へられる。又之が併合の目的に叶ふ、兩國幸福の増進、東洋平和の確保となるのではあるまいかと想像せられる。無暗に理想に馳せて高遠に〜と進むと、併合の理由を裏切はせぬかとも案せらるゝ般鑑がある。

此の意味にて今度の新教育令の金看板は傳家秘藏の寶物として、其の運用は宜しく應變の妙を老練なる大政治家に望まざるを得ぬ。

要は日鮮兩民の幸福となれば目的は達成せられる、國語の普及實業的科學の獎勵は彼の高等の論理的科學より無害で有益であると云ふ位の程度の釋明的に意見を發表して置くに止めて、萬事は老大政治家の手練に任すこととする。

第三十節 言語通じ、歴史、習慣、民族性を了解するを要す

言語の熟否が直に日常の所用に使否し、意志の疎通に大關係する如く、之等に熟せ

す、之等に精通せざるために誤れる施設となり、延いて下級官吏の民情無視の振舞となつて、之が融和を妨げ、同化の支障となるのである。治鮮せんとするものは一日、之等の素養を懈怠すれば百年の長恨を胎すものなることを忘れてはならぬ。

第三十一節 参政權を附與する可否

之れを獲得せんために閔元植の血を以て東京ステーション、ホテルのホワイトベツドを唐紅に染めたことがあつたので有名である。

併合の功勞者、宋秉峻の如きも近來、熱心に之を唱導し、其の他有識者、醒覺者と稱するもの漸く之に和して來た、今や、この思潮は上流に澎湃として湧いてゐる。

近來の毎議會に請願し第四十五議會にも朝鮮國民協會長金明精外八名の同會幹事連が上京して、旺に運動をしたが要は『鮮各道に内地同様の選舉法を施行して貴衆議員を選出すること』といふのである。(因に鄭薰謨外四十二名より内政獨立の請願を副島義一氏の紹介で提出したが未了に終つた) 之に關して我が朝野の議論は大別して

1、之を許すに先ちて先づ地方自治制を敷きて自治の教育と洗練とを経て、此の基礎の上に立ち始めて此の請求を爲す資格あり。

2、未同化の民を、議院内にて論議さすは國家社會に害毒を流し、思想の惡化を助勢して國家を危胎に導くものである。

3、若し彼等が大政黨と結托して事を爲さば騎虎の勢は何を爲すやも計られぬ。の三議であるが、要するに孰れも其の時機でないといふに歸結するのである。

一應、尤もの様であるが、靜に考一考すれば決して然らず、著者は之等の議に反して参政權を附與すべしとの意見を包持するものである。この意見の根底は議員を選出するも五十名位のものである。此の五十名が擧つて現在の勢力の大政黨に入黨したとて四百五十名に對しては大海の一粟でなくとも池中の一擔である。大局に大した影響はない。而し院議採決は一票の差にて可否の分水嶺となる場合が往々あるから、此の見地よりすれば五十名は大勢力に相違ない、が而し前數篇に詳述した通り我國は特種の國民性の所有主であつて國家民族存亡の秋に際しては、直に特徴を發揮するのである。

その事なき時は兄弟壻に閱ぎて、日も尙ほ足らず、恰も仇敵の如く然りといふ状態で紛糾するか一度、外敵に逢うては一致協力して、之に當り之を防いだのは日清、日露兩役の議會史が有力なる證據者である。

又如何に暴横なる大政黨も國家存亡の秋、民族消長の岐路に立つ際は一堂一家の利害を捨て、國家民族を擁護することは確に信じて疑はない。

此の秋に當り、彼等五十の言議は何等の意義も勢力もないのである。のみならず却つて公正なる民論によりて事理の曲直を判断せしことなれば、我公明正大を中外に宣明することとなりて政策上、極めて好都合であると思ふ。

その地方自治に先ちて國政參與權を與へるの矛盾、次第の逆順は著者も、亦た之を知つてゐる。知つて之を許すのが姑息治鮮策の姑息治鮮策たる所以である。

讀者は前條にて知悉せられた事なるべしと信するが、古來朝鮮民族には曾て内容、實質の充實した時はない。近くは八年の獨立騷擾の如き何等の準備も内容も目當も無いのに、只だ空騒ぎして空宣言をしたのである。即ち國旗を翻して萬歳を叫んで喜んだのである。

即ち靈名を喜ぶ民族であることは此の一例でも分る。彼等はその實質や内容は敢て問ふ所でない、彼等は内容の充實よりも一視同仁の美名に伴ふ參政權てう堂々たる名目は虚榮と空名とを満足せしむる何よりの心頼で且つ精神誠意の請願でなくてはならぬ。

素よりその議の行はるゝと、其の説の排斥せらるゝとは彼等の關知することでない、只だ員に備はれば濛々と起る名譽心と事大心とを満足さすのである、「セメテ」は歸鮮して御土産談に鼻をウゴメかして郷貫の老幼に巧名談でもするのが何よりの心願で之が彼等の偽りなき心理状態であらふ。

故に、兎に角に彼等に名目の參政權を與ふるは現時の陰險人心を緩和し、進んで同化するに有力にして尤も有効なる方法で議會内で多少の不穩議論の害よりも鮮族同化の利害がより大なるを信するからである。現日本の爲政者が角を矯めんとして牛を殺すに似たる態度は著者の取らざる所である、眞摯を缺ぐに似たるも姑息治鮮策の一助

著者

一九五

たるを失はぬ。

第三十二節 官設内鮮俱樂部

人心の融和、意志の疎通が世態、社會の安否に大なる交渉を持ち、且つ之が同化政策に絶大の關係あるのは勿論である。

内鮮民新舊官吏の協心戮力して、談笑の間に自ら襟懷を披瀝して靈らざる意見の交換、包まざる批評を試み、國と國との境界を撤すると同時に心と心の境をも取り去らなくては其の同化は出来ぬ、この目的は社交俱樂部の機能の發揮によりて達せらるゝもので、其の人心に及ぼす効果は、總督府令にて高壓せらるゝ政令よりも、雨霰の如く朝令暮改せられる訓令、揭示よりも効果がより以上大なるものである。

然るに此の社交的機關の缺如して備つて居ないのは頗る遺憾に堪へない。

元來、日本人は兎角偏狭の性癖の持主であつて、稍もすれば内地人會、同縣人會、同洲人會などと地方的の會合を欲したがるのである。

四海兄弟、内鮮一律、桑椹一家等の見地から見て百害ありて一利なきのみならず、

異民族の同化には甚だしき障害となるのみならず、只自己の不遍と固陋とを表現するのみで、何ものをもない、實に耻かき至りである。著者が曾て長春の同縣人會の組織を歓迎せなかつたのも同様の見地からであつた。

朝鮮も同縣人や日本人の朝鮮でなくして内鮮人の内鮮でなくてはならぬ。斯様な大なる見地から内鮮人を擧つた老若男女を打して一丸として會員とした一大社交俱樂部を組織して一切會費を徴せず、何等の階級も等差もなく秩序治安を亂さぬ範圍にて開放し隨時出入することゝして、又場所と數とに制限なく鮮全道は勿論内地にも必要によりて隨處に必用の數を設けることゝする。素より國家事業として官憲の保護監督を受くるは勿論、設立及び經常費は凡て官費とし經營は内鮮人の適當の人士をして之に充てる組織とする、目的は前述の通りであるが事業としては、

- 一、内鮮通婚の勧誘及び媒酌。
- 二、屯田兵の勧誘及其手續。
- 三、就職紹介。

- 四、人事の斡旋。
- 五、内鮮の親善。
- 六、時事問題の講究。
- 七、交遊娛樂。
- 八、同化の研究。
- 九、講演會、茶話會の開催。
- 一〇、其の他。

第三十三節 在鮮外人の取締

大正八年三月以來の朝鮮騷擾に關聯する外來の原因があることは既に述べた通りである。而して現在朝鮮の統治難に關して今尙それがあると同様に將來も種々な關係が生じないとも限らないと思ふべき理由がある。然るに茲に之を區別して論じなければならぬことは、所謂外來の原因には無意識なものと意味のあるものと、又は外國人の所爲に屬するものと在外鮮人の仕業に因るものとがあることである、而して其等の區

別は頗る複雑であつて相互關聯して居るものもある。即ち無意識に出た原因の一例は講和會議に於る米國大統領ウキルソンの唱へた民族自決主義である、それが朝鮮の獨立を慫慂すること迄含んで居たのでは無いことは比律賓の獨立を許すの意が籠つて居なかつたのでも判るのであるが、溺るゝ者は何物にでも縊らうとするもので、豫て朝鮮獨立の機會を覗つてゐた朝鮮内外の策士が之を利用して鮮内の宣傳に利用したことは事實である、而して一面には講和會議に其請願を提出し、又は國際聯盟會議にも請願しやうと計畫したのも亦事實である。次に朝鮮の獨立を使嗾煽動した外國人（外國政府とは云はない）があつたことも事實で現在も將來にも又それが無いとは限らない、然るに此等の外國人なるものは之を朝鮮内に居住するものと、外國に居る者との二種に別たなければならぬ、而して其後者に屬する者に關しては茲には之に論及しないが、朝鮮に居住する者は主として某國派遣の男女宣教師で彼等は教會堂以外に學校及病院等を經營しつゝある者である。彼等が其天職以外に何故に此等の妄舉を敢てするに至つたのは略説した通りである。而して更らに進んで其心事を抉剔するならば、別に一

項を設けて之を叙述しなければならぬ程であるが、要するに彼等の中には正に鮮人の獨立運動を煽動後援したものがあつたのは争はれぬ事實である、それは併合後否なそれより疾くの昔から排日的の根底を築き來つた某々國人の舉動を回顧しても判ることである。著者は此等不逞の外客を天帝の眷屬とは思はない、彼等は他の邦土を攪亂する惡魔の使徒である。一昨年騒擾以來彼等の經營する男女學校の生徒等が學生にあるまじき政治的騷擾の渦中に投じたるを、傍觀否な寧ろ使嗾指導した學校長が相當の處分を受けたのは當然であつて、此等の場合には單に學校長の就職を禁止するのみに止まらず、學校其ものゝ解散を命すべきものである。却説議論は少しく餘談に亘つたが、此等鮮内居住の外人で鮮人の獨立運動を幫助するものは單に朝鮮内に於て陰微の間に活動しつゝあるのみならず、其母國に向つて凡ゆる虚構譏誣の通信を爲しつゝあるものと解すべきの理由がある、故に其反響して來るものは、亦一種外來の刺戟となるのであるから、在鮮外人の不逞言動は之を在外のものと同視すべき半面の理由も存する次第である。次に在外鮮人の獨立運動と其鮮内に對する宣傳とが今日の鮮人をして

一般に獨立の希望を抱かしむるに至つたのは事實である、上海の假政府など其實體講如何でも、鮮人から見れば偉らいものであるに相違ない、其課税と軍資の強請とは鮮内の富有者は何れも忌避して居るのであらうけれども、其言動が實現さるゝことを望むことは鮮人一般の情であらう。而して外國又は外國人の後を受くる媒介的の機關としても之が活躍を翹望して居るに相違は無い。

此等の關係から見て、私は朝鮮の統治は前項に敘述した通り、朝鮮を事實上内地の延長たらしむるにあると同時に、朝鮮に於ては帝國の對外關係以外に一種別様の對外關係があつて、それが朝鮮の内治にも影響し、延ひて帝國の東亞政策にも重大なる關係を來すの虞あるが爲めに、常に此等の對策をも忽諸に附すべきものでないと信ずる者である。若し一部の憂國家が觀測するやうに某國近來の東洋政策は支那人、露西亞人及び朝鮮人を使嗾して帝國將來の隆運を抑制すべき行動を執りつゝあると云ふことが、必ずしも根據の無いとでも無いとするならば、露支兩國人に對する對策は別に之を講ずるとして、朝鮮人に對する當面の所置を急ぎ尠くともそれだけの禍根を將來に

貽さないだけのことをしてしなければならぬ。而して其使喚者たる某國との關係は、單り朝鮮の對策關係たるのみに止まらないのは無論であるから、之に對する對策の確立が治鮮の一大急務であることは贅言を要しない所であらう。

第三十四節 君子自重

齋藤總督が如何に焦心し、如何に努力して其の文化的恩撫政策を徹底せしめんとし、朝鮮人に直接する現下級官吏が、其趣旨を體現實行せず、傲慢不遜、對者の民度習慣を無視し強要追求の姿態を保持して毫も顧みる所なしとせば、其の結果の果して如何なるべきかは多言を須ひずして明かである。

今假りに現下級官吏が克く總督の精神を諒得して、之を體現實行したりとするも、在鮮内地人三十萬人が敵國に侵入せる掠奪者の心術を以て、恰も征服者が虜囚を待つが如く所在に背信不義の行爲を敢てするに於ては、内鮮の親和緝穆、遂に得て望むべからざるのである。半島統治の最先最大の要務は、我君子國民心性の根本的改造である。

現今朝鮮に在住する所謂成功者は日韓協約前、土地所有權の不明確、韓國政府の官紀弛廢、朝鮮人の曖昧無識なるに乘じ、冷薄なる心術を以て巧みに剽劫掠奪的行爲を敢行したる海賊思想の實行者に似たものもあつた。

寺内總督が日韓の政治的關係一段落を劃し、之より進んで半島の經濟的開發を、最も必要とするの時に於て會社令と云へる事業禁遏令を發布し、内地實業家中の或者をして會社の存在する間は決して韓國に一步をも踏み入れざるべし、是れ我等實業家を侮辱せるものなりと憤慨するに至らしめたる一半の罪は剽劫掠奪主義の所謂成功者等が當然負はざる可からざる所のものであるかも知れぬ。

内地人にして渡鮮する者は男も女も老ひたるも若きも皆、此成功者に倣はんとして枯渴せる山川と惡化せる民心の中より一攫千金の僥倖を贏得すべく、連絡船中の人となる。

是等の内地人に依りて形成せらるゝ社會が「殖民地氣質」の困圍氣に掩はるゝは當然である。新附弟妹の面前に於て冷蔑の材料たるべき醜態を暴露して毫も介意せず、

朝鮮識者中の某をして「國の權は君に在り、子の權は父に在り、婦の權は夫に在り、之を三綱と云ふ、而して之れに加ふるに長幼朋友を以てすれば則ち是を立常と謂ふ。

而して内地人の來りしより、子、其父を父とせず、婦、其夫を夫とせず、甚しきは父子夫婦相訟へ、相殺し、相離るゝもの日として報章に登らざるなきに至れり。而かも恬として恠まない、此れ皆華を變じて夷と爲し、我が萬古の綱常を懷るなり、若し綱常尙ほ全くんば即ち之を華と云ふ可し、若し綱常既に壞るれば即ち將に同じく夷狄禽獸に歸して止まんとす、寧ろ華となりて死するも夷となりて生くる事を欲せず」と浩歎せしむるに至つた。其内地人の凶暴無禮は一鮮人の手記中、左の言を以て推知するに足る。

「日韓人の車を同ふし、道を同ふする者、稍や日人に不如意なれば、即ち之を垢し、之を辱し、之を打し、之を撲すること便ち、豺狼の狗彘に臨むが如きなり、家に一獐犬あり、隣犬の將と爲す、偶ま一日犬あり、之と相闘ふ、而して日犬力盡きて逐はるの際、日犬の主、一見して大に怒り、其犬を猛打して之を死に置かんと欲す、而かも我犬甚だ猛なり跳つて日人の頭上を越す、故に日人も終に意の如きことを得ざりしなり、一市人感歎して曰く「惟だ韓人の日人の奴たるのみならずして、韓犬も亦た日犬の奴たるを免れざるなり」と。

同族たる内地人間にて義理を没し、人情を罔みし、利慾是れ争ふの狀眞に眼を掩はしむるものがある。黨人にして渡鮮する者の多く、所屬政黨と知己の權官を背後の勢力として總督府を威迫しつゝ田土、鑛山、森林、其他各種の利權を競漁するものがある。適ま彼等の中、朝鮮事情視察の爲めに來れる者は視察の識見透徹せないで、徒に朝鮮ホテルの食卓に就くこと兩三回、何々歓迎會、何々懇親會に於て座間の形式的應酬を試み鐵路、一過歸來得々として朝鮮問題を議するのであるから、其の淺薄なる言論に了るのは自然である。

彼の每議會に於る朝鮮問題の下院（上院は一層愚劣を極む）の論議、問答等多くは失當のものなるは當然と云はねばならぬ。視察に來る新聞雜誌記者さへ一二時間にして、朝鮮事情を聴取し了り、成るべく簡單に概念丈けを與へられたしと平氣で云ふも

のもある。内地人の利権的私慾と淺薄なる觀察と共に一併に排除せなくてはならぬ。之等は治鮮に害があつて益がない。之等の徒が治鮮に害があるからとて、眞の國士、志士と稱すべき一身一家を犠牲として、一志奉公の人格者たるものをも浪人組なりとして排斥するのは玉石混淆である。黨齷を同器に盛るものである。當局たるもの之等の眞の國士は敬して重用するのがよいと思ふ。

特に變通の方策の運行等には役に立ち、又對外の關係には缺ぐべからざるのであることを想到せなくてはならぬ。

第三十五節 西伯利亞撤兵後の對策

今回西伯利亞派遣軍の撤兵が急速に決せられ、且露領との接壤地慶興古邑雄基等の警戒に與つて力のあつた南部烏蘇里の臨特派遣部隊も沿海州撤兵と同時に朝鮮内地に歸還することに決し、自然朝鮮北境は過激派及不逞鮮人に對して開放された姿となつたので、一層國境の警備を嚴にし、内鮮の動搖を豫防せねばならぬ破目と成つたのと、一方西伯利亞派遣軍の撤兵説が流布せられて以來沿海州に於ては蘇城、イマン、ニコ

リスク附近は武装鮮人團の横行頻繁となり、十八歳以上三十歳未満の鮮人の強制徴員を行つて軍事教育を施し、一般鮮民に軍用金の課金を爲す等不逞鮮人の跳梁甚だしく又彼等の巢窟とも謂ふべき、琿春河谷に於ても崔慶天、洪範圖等の頭領は齊多方面の鮮人煽動者李東輝と連絡して何事かを畫策し又彼等の一味には金應天と稱する我國の幼年學校士官學校を卒業した男迄が加はつて居る許りでなく、既に其筋に知れて居る。不逞鮮人の武装團には血誠團、韓社會黨沿海州總會、大韓國獨立團、獨立軍中央大隊等があり、現在は孰の團體も四五十名乃至二百名を出でざる微力の者であるから、俄に活動を開始すべしとも信せられぬが、派遣軍の撤退後は彼等と相連絡して一團と成る便宜を得琿春事件の二の舞を演出せぬとも限らぬから、之の對應策は必ず講じなくてはならない。我陸軍省では政府及び朝鮮總督府と擬議し、朝鮮軍司令官大庭大將とも打合せの上、約百三十萬餘圓の經費を以て、朝鮮北境の主要都市及び對岸露領及び民國領間島地方との交通地點たる渡船場附近に近い守備隊の兵力増加、兵舎増築及び兵器の配置等を計畫し、明年三月までに完成することに決して居ると云ふが、之で

も矢張不安であるから、此の際師團の増駐と屯田兵制を急施して之に備へ度い。

第三十六節 跋に代へて

以上大膽にも管見を開陳したが、未だ叙上各項の論旨の甚だ不徹底であり、而して其の他にも論及すべき多くの點が残つてゐるのをも知つてゐる。殊に本著は一千餘頁の浩瀚のものであつたのを壓縮したのである。それは他日別稿を起すことにして今回は不完全ながら之で結ぶことにした。

思ふに齋藤總督の文化主義と云ひ、仁政論と云ひ、朝鮮統治の大方針に於ては前總督と毫も異なるを見ぬ、一視同仁の下に同化の實を擧げざる可からざるは、日韓併合の大精神にして、武斷政治と云ひ、文化政治と云ふも、畢竟手段の相違で歸する所一である、要は齋藤總督は時勢の趨向を觀取して、既往十年の總督政治に因り、朝鮮人が教養變化したる實際の程度に順應して、施政せんとすること、即ち十年前の混沌たりし時代と、十年後の開發整理せられし時代とに依り行政に相違を生じ來た當然の歸數で、寺内總督時代治民の方便であつた「法は依らしむ可し知らしむ可からず」の

筆法は齋藤總督の敢て爲さざる所にして、飽く迄内地延長主義の文化政治に依り、朝鮮を統治せんとするものたるは、在任後の言行に依り明瞭である。

既に朝鮮が日本内地の延長たる以上、日本と朝鮮とを同一制度の下に置くは文化政治より一步進みたる同化政治である。然し朝鮮は日本内地と大に文化の程度と事情と異にせるものがあるので、日本の制度を直譯的に朝鮮に移し用ゆるは宜を失し、朝鮮人の人情風俗習慣典例、將た經濟狀態等を參酌して法を立てざる可からず、既往の武斷政治が朝鮮人に惡感し嫌忌せられたる主要の點は、朝鮮人の人情風俗習慣に注意を拂はざりし結果にして、譬へば彼の共同墓地制の如きは朝鮮人の人情風俗を無視したる一例である。凡て朝鮮には日本内地と異なる特殊の事情があるから、之に適應して施設し、而して漸進的に改良せざる可からざるは勿論である。然るに内地の政治家操觚者動もすれば、漸進主義の迂遠にして一直線に内地同様の制度に變革せんことを論ずる者がある、朝鮮人に於ても識者階級の士は現今の程度の善政には尙ほ満足せず、更に進んでより以上の自由を要求し、言論出版の解放を要求してゐる、壠を得て蜀を

望むは人情の常にして一應尤もであつて、敢て怪しむを要せないが、朝鮮族に於て此感最も深い、左れど其の不平に對して、一々耳を假す能はざるものがある。又朝鮮の現状朝鮮人の開發程度は極端急激の改革と解放的自由を許さざるものがある、何となれば一度放縱に失せば半島の不幸を來すからである。漸進的に改革整理せなくてはならぬ。

又同様に内地延長主義の期待は一朝にして、直に凡百事を内地同様と爲すは、未だ朝鮮の民情と民度に通せざるの辟論である、内地延長主義は勿論原則なるべきも、朝鮮の民度と風俗習慣を參酌して漸進的に改正するを順とす、急激の變は亂をなすのである、朝鮮人は現に獨立騷擾を繼續し、絶へず内亂を計劃し、之を實行しつつある状態なれば、朝鮮の安寧を保たんには、換言すれば文化政治の背後には制裁の伴ふは止むを得ぬのである。恩威併行即ち之である。

東西、古今の歴史に徴すれば、文武の兩道は車の兩輪の如し、偏文は國を滅し偏武は動もすれば國を誤まる、文武の兩政策は常に均衡を保つを要するは勿論である。

日本帝國の勃興は文武兩道の發展により、韓國の亡ぶるは偏文の弊であつた、文化政治の文弱を奮興せしむるには、勿論武力の背景無かる可からず、特に現今朝鮮の不安状態に加ふるに、露國過激派の跋扈に對しては、威力あり壓力ある我軍隊の駐屯を必要とす、朝鮮には現在二ヶ師團の兵力を常備せるも、之等は殆んど用に堪へない。譬へば露支兩國に備へて之と相對抗せんには、五六ヶ師團の兵力を常備し、而して此數ヶ師團を國境に配置し、我堂々たる威武を國境外の不逞鮮人と過激派に備へ、鮮内地、後方地帯は、警務機關を充實して安寧秩序を保つを要するのである。曩に東洋拓殖會社總裁石塚英藏は滿鮮各地視察の結果現在の朝鮮二ヶ師團にては軍備不足にして尠なくも五ヶ師團に増加の必要を認めたと稱せられてゐる。

著者は石塚英藏總裁が極東の形勢と朝鮮の情勢に劃切なる高見を聞いて其見を同ふするものあるを喜ぶものである。既に五ヶ師團を國境に常設要塞せば幾何の過激派不逞鮮人襲來するも、敢て憂ふるに足らずして朝鮮の治安を保持し、開發上大ひなる効果齎らし兩國の幸福を來すは論を待たない。

現に滿州上海露領方面より潜入する不逞團の爲め治安は常に擾亂せられて、文化政治の實績を擧ぐるは頗る難色がある。

思ふに文化政治の徹底には根本的朝鮮治安の維持を先決問題とせなくてはならぬ。

鮮支の國境を流れる鴨綠江は蜿蜒として數百里、此の江流が冬期には結氷して旦々たる道路と化し、鮮支の交通は自由にして警務官憲及憲兵隊が僅かに三百人内外の警察官及憲兵を以て疎らに守備警戒したりとて、幾多の不逞團は白晝公然去來するの狀態なれば其守備警察の困難なるは言ふを待たない。而も總督府の警察力は限りある豫算を以て現在以上に之を増大するは素より不可能の事業と見なくてはならぬ。然らば現在に於ても、鮮支國境の守備は純然たる國防事業の見地に於て、帝國は當然直接守備に當るの覺悟無くてはならない。茲に來れば總督府の警務機關は國境背後の行政機關として十分の機能を發揮するを得るに至るべし、動もすれば國境方面の事情を精査せずして、不逞輩の跋扈を論じ、警務當局の不活動を責むる者あるも、著者は國境の現勢と警務の現狀に照し、到底論者を満足せしむる能はざるを知るのである。

る。

然らば我師團の増駐と屯田兵、保甲組織とは極東赤化の現狀と朝鮮の根本的治安の維持上焦眉の急務と云はなくてはならぬ。

その治鮮に要する經費の如きは之を母國に仰ぎて差支ない、朝鮮の財政は何年何月何日に獨立しなければならぬとか、又は剩餘金を生ぜしめねばならぬと云ふ理由なきのみならず、治鮮統治の實蹟の擧るまでは母國は財政的援助をするの義務を有してゐるのであると考へられる。

今や軍縮を唱論するの時に當り、新たに朝鮮に師團の増駐を高唱するは、時代錯誤と誹評する者無きに非るべきも、其謬評たるは前述する通りである、惟ふに文武の兩備なき文化政治は斷じて治鮮の道にあらざるを高唱して本著を結ぶものである。

(大 尾)



大正十一年十二月二十五日印刷
大正十一年十二月三十日發行

民族の威權と同化

(定價金壹圓貳拾錢)

著者 滿洲長春三笠町三丁目二番地 赤木 槌右衛門

發行者 東京市京橋區南鍋町一ノ二 隆文館株式會社代表者 星 島 二郎

印刷者 東京市芝區田村町十八番地 野 村 音 吉

印刷所 東京市芝區田村町十八番地 野 村 印刷 所

發兌元

東京市京橋區南鍋町一丁目二番地 隆文館株式會社

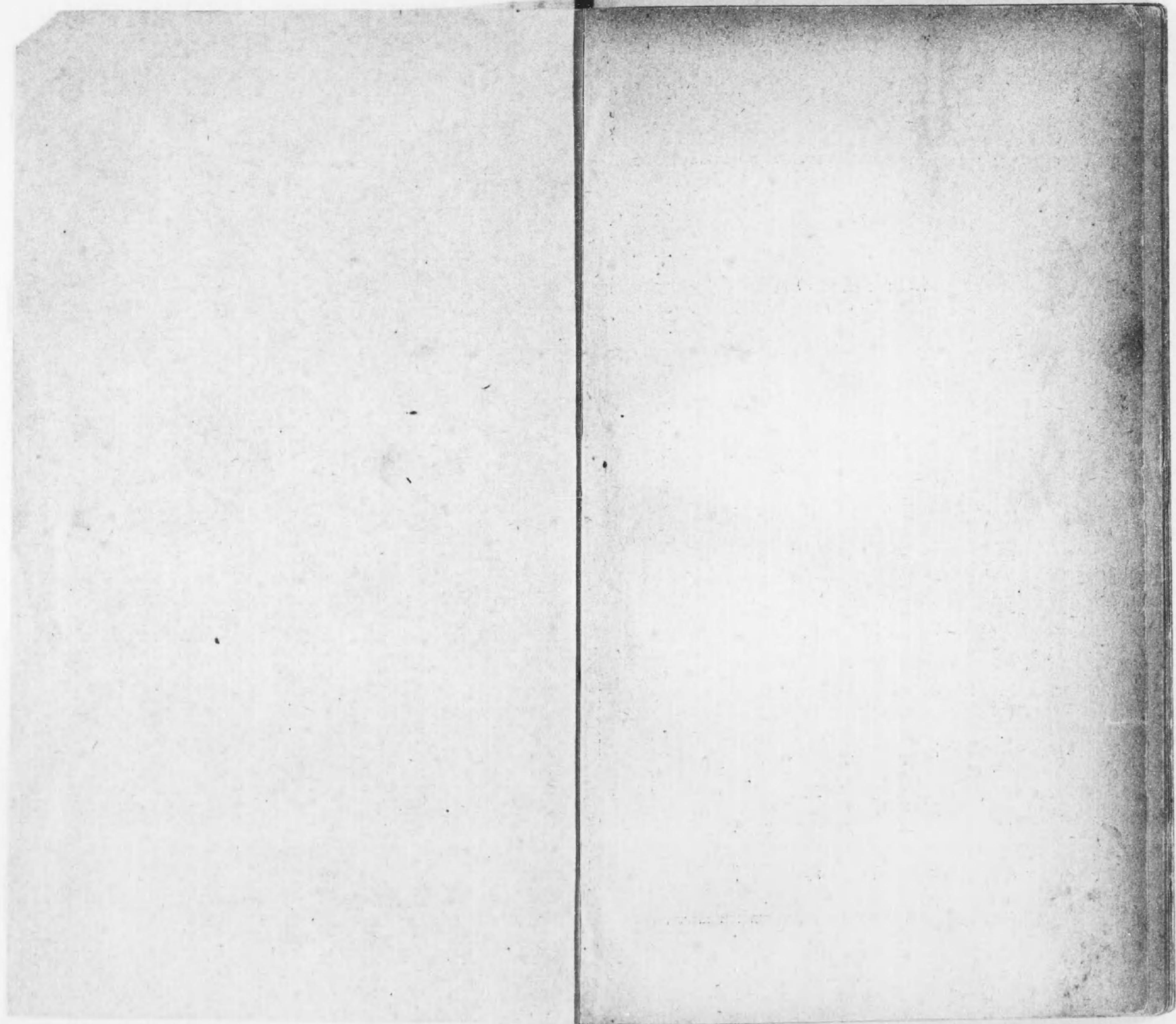
電話銀座二二四〇・二二四一
振替貯金口座東京八五三番

隆文館
發行所
東京市京橋區南鍋町一丁目二番地

字
号



中央大學
字
号



502
226

終